報 告 第 ３１ 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年１２月１０日提出

新居浜市長　石　川　勝　行

和解について

㊢

処　　　　分　　　　書

専 決 第 １４ 号

和解について

市営住宅滞納家賃の支払等について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

平成２７年１２月３日

新居浜市長　石　川　勝　行

１　和解の相手方　　（省　略）

２　事件の概要

新居浜市は、市営住宅の入居者（以下「入居者」という。）に対し、市営住宅滞納家賃等について、督促、催告等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、入居者及び連帯保証人である相手方を被告として、平成２７年９月７日松山地方裁判所西条支部に、次に掲げる物件の明渡し及び滞納家賃等の支払を請求する訴えを提起した。

物件の表示　　（省　略）

３　和解の内容

（１）相手方は、新居浜市に対し、入居者の新居浜市に対する市営住宅賃料等支払債務の連帯保証債務として、金１５万３，４００円の支払義務があることを認める。

なお、上記金員の内訳は次のとおりである。

ア　賃料滞納分　１５万１００円

（ア）平成２４年９月分から平成２５年３月分まで　８，８００円

（イ）平成２５年４月分から平成２６年３月分まで　６万４，８００円

（ウ）平成２６年４月分から平成２６年６月分まで　１万６，８００円

（エ）平成２６年７月分から平成２７年３月分まで　１万９，８００円

（オ）平成２７年４月分から平成２７年１０月分まで　３万９，９００円

イ　督促手数料及び督促事務費　３，３００円

平成２４年９月分から平成２７年８月分まで　３，３００円

（２）相手方は、新居浜市に対し、前号の金員を、平成２７年１２月１５日限り、新居浜市発行の住宅家賃納付書にて株式会社伊予銀行新居浜支店新居浜市役所出張所で振り込む方法にて支払う。

（３）相手方が前号の期限までに第１号の金員を支払ったときは、新居浜市は、相手方に対する市営住宅賃料等請求の訴え（松山地方裁判所西条支部平成２７年（ワ）第１４４号）を取り下げ、相手方の新居浜市に対する入居者の新居浜市市営住宅入居に係る連帯保証債務を免除する。

（４）新居浜市及び相手方は、本件に関して、前各号に掲げるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。